

参考資料

令和2年第4回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

| | ページ番号 |
|---|-------|
| ・議案第113号関係 (三豊市幼保連携型認定こども園条例の制定について) | 1 |
| ・議案第114号関係 (組織機構改革に伴う関係条例の整備について) | 2 |
| ・議案第115号関係 (地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理について) | 4 |
| ・議案第116号関係 (三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について) | 6 |
| ・議案第117号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について) | 14 |
| ・議案第118号関係 (三豊市保育所条例の一部改正について) | 16 |

【議案第113号関係】

三豊市幼保連携型認定こども園条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正

| 改正後(案) | | 現 行 | |
|-------------------|-----------------|---------------------------|----------------------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | | 略 | |
| 三豊市立仁尾保育所 (削除) | 三豊市仁尾町仁尾丁636番地1 | 三豊市立仁尾保育所 | 三豊市仁尾町仁尾丁636番地1 |
| | | 三豊市立財田保育所 | 三豊市財田町財田上1417番地1 |

【附則第4項関係】 三豊市立学校条例(平成18年三豊市条例第205号) 一部改正

| 改正後(案) | | | 現 行 | | |
|-----------|-------------------|------------------|---------------------------|---------------------------------|------------------|
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 学校の種類 | 名称 | 位置 | 学校の種類 | 名称 | 位置 |
| 小学校 | 略 | | 小学校 | 略 | |
| 中学校 | 略 | | 中学校 | 略 | |
| 幼稚園 | 略 | | 幼稚園 | 略 | |
| | 三豊市立曾保幼稚園 (削除) | 三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1 | | 三豊市立曾保幼稚園 | 三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1 |
| | | | 三豊市立財田幼稚園 | 三豊市財田町財田上1417番地 | |

【附則第5項関係】 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例(平成18年三豊市条例第208号) 一部改正

| 改正後(案) | | 現 行 | |
|-------------------|------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | | 略 | |
| 三豊市立曾保幼稚園 (削除) | 三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1 | 三豊市立曾保幼稚園 | 三豊市仁尾町仁尾甲1090番地1 |
| | | 三豊市立財田幼稚園 | 三豊市財田町財田上1417番地 |

【議案第114号関係】

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市行政組織条例(平成18年三豊市条例第8号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|--|--|
| <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 農政部</p> <p>(6) 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>政策部 略</p> <p>市民環境部 略</p> <p>健康福祉部 略</p> <p>農政部</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 農業土木に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、農政に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路及び橋りょうに関すること。</p> <p>(2) 河川その他の土木に関すること。</p> <p>(3) 砂防に関すること。</p> <p>(4) 建築に関すること。</p> <p>(5) 都市計画に関すること。</p> <p>(6) 公営住宅等に関すること。</p> <p>(7) 港湾及び漁港に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、建設経済に関すること。</p> | <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 建設経済部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>政策部 略</p> <p>市民環境部 略</p> <p>健康福祉部 略</p> <p>建設経済部</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 農業土木に関すること。</p> <p>(3) 道路及び橋りょうに関すること。</p> <p>(4) 河川その他の土木に関すること。</p> <p>(5) 砂防に関すること。</p> <p>(6) 建築に関すること。</p> <p>(7) 都市計画に関すること。</p> <p>(8) 公営住宅等に関すること。</p> <p>(9) 港湾及び漁港に関すること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、建設経済に関すること。</p> |

【第2条関係】 三豊市都市計画審議会条例(平成18年三豊市条例第191号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---------|------|
| (庶務) | (庶務) |

第7条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

第7条 審議会の庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

【第3条関係】三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例(平成19年三豊市条例第7号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>建設部建築住宅課</u> で処理する。 | (庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>建設経済部建築住宅課</u> で処理する。 |

【第4条関係】三豊市農業振興計画策定審議会設置条例(平成25年三豊市条例第8号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|--|--|
| (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>農政部農林水産課</u> において処理する。 | (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部農林水産課</u> において処理する。 |

【第5条関係】三豊市空家等の適正な管理に関する条例(平成29年三豊市条例第2号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| (協議会) 第13条 略 2～9 略 10 協議会の庶務は、 <u>建設部建築住宅課</u> において処理する。 | (協議会) 第13条 略 2～9 略 10 協議会の庶務は、 <u>建設経済部建築住宅課</u> において処理する。 |

【議案第115号関係】

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年三豊市条例第15号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に</u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合<u>)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |

【第2条関係】 三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年三豊市条例第13号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に</u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合<u>)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> |

【第3条関係】 三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---------|-----|
|---------|-----|

| | |
|--|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 _____ 同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、<u>年0.1パーセントの割合とする。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>4 略</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に _____ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 略</p> |
|--|---|

【第4条関係】 三豊市国民健康保険高額療養費資金貸付条例(平成18年三豊市条例第134号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|--|
| <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、<u>同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、<u>年0.1パーセントの割合とする。</u></p> | <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第12条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> |

【議案第116号関係】

三豊市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|--|
| <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(育児短時間勤務をすることができない職員)</u></p> <p><u>第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(2) 三豊市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p><u>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</u></p> <p><u>第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第8条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(3) 育児短時間勤務をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p><u>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p><u>(5) 育児短時間勤務の承認が、第8条の6第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p><u>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p><u>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間</u></p> | <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 略</p> |

勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第8条の4 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1) 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間)につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。

(2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第8条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第8条の6 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとすること。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとすること。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第8条の7 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤

務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第8条の8 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第8条の9 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業の承認)

第10条 略

2 勤務時間条例

第16条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例 第17条の第2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 略

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第8条の6の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業の承認)

第10条 略

2 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号)

第16条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間、休暇等に関する条例第17条の第2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 略

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

【第2条関係】 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年三豊市条例第50号) 一部改正

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|---|
| (1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、 | (1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)第4条の規定により採用された職員(以下、「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、 |

を乗じて得た額とする。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 略

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6～9 略

10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とする。

第6条 再任用職員のうち、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～サ 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当た

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

4 略

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 略

10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条 法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第16条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員)及び三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～サ 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当た

| | |
|--|---|
| <p>りの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略 (期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額)及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p> | <p>りの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略 (期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料_____及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p> |
|--|---|

【附則第2項関係】 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号) 一部改正

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「それぞれの基準日現在(退職</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「それぞれの基準日現在(退職</p> |

| | |
|---|--|
| <p>し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> | <p>し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料_____及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> |
|---|--|

【附則第3項関係】 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正

| 改正後 (案) | 現 行 |
|--|--|
| <p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第10条 任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> | <p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第10条 任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> |

い世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

附 則

1～8 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～20 略

い世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

附 則

1～8 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)_____」とする。

10～20 略

【議案第118号関係】

三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後(案) | | 現 行 | |
|-----------|--------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| | 略 | | 略 |
| 三豊市立山本保育所 | 三豊市山本町大野455番地2 | 三豊市立山本保育所 | 三豊市山本町財田西525番地1 |
| | 略 | | 略 |